

ICT支援員だより

平成28年度 第1号
平成28年5月2日 発行



はじめまして



ICT 支援員の 新谷佳代子と申します。
安芸高田市内の ICT を導入しているまたはこれから導入していく予定の小学校・中学校を訪問し、ICT を授業等で活用するための支援をします。

先生方が無理なく積極的に ICT を活用できるようにお手伝いできればと思っています。

【研修予定】

- 6月15日(水) 向原中学校区サテライト研修
- 6月27日(月) 安芸高田市サテライト研修
- 9月9日(金) 向原中学校区サテライト研修
- 10月12日(水) 向原中学校区サテライト研修

「ICT を効果的に活用した授業づくり」

講師 広島県立教育センター 教育情報部
谷川 佳万指導主事

※それぞれ別途、学校に案内があります

〈勤務時間〉

- (月) 8:30~14:45
- (火) 9:00~16:00
- (水) 9:00~17:15
- (木) 9:00~16:00
- (金) 9:00~14:30

★学校訪問の日以外は、教育委員会学校教育課で勤務しています。何かお困りのことがありましたら、電話やメールでご連絡いただければと思います。

☎電話番号 42-5628

(メールアドレス)

gakkohkyohiku@city.akitakata.lg.jp

〈支援内容〉

- ・ICT 機器の使用方法的説明
- ・授業における利活用のアドバイス
など

★詳しくは裏面の配置要綱をご覧ください。

ICT教育推進について

国においては、平成25年6月に新たな「第2期教育振興基本計画」が閣議決定され、広島県教育委員会においては平成26年12月に、「広島版『学びの変革』アクション・プラン—コンピテンシーの育成を目指した主体的な学びの充実—」が策定されました。国の「第2期教育振興基本計画」には、「我が国はグローバル化や少子化・高齢化など、社会が急激に変化し先行き不透明な社会に移行している中であって、『自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び』が求められている。」とあり、「『学びの変革』アクション・プラン」には、これからの新しい教育の方向性として「これまでの『知識ベースの学び』に加え、『コンピテンシーの育成を目指した主体的な学び』を促す教育活動を積極的に推進する」と示されています。

安芸高田市教育委員会では、学力向上戦略の4本柱の1つに ICT の活用を上げています。ICT を積極的に活用し、協働型・双方型の授業づくりを図っていこうと計画しています。

ICTを活用した教育が取り組まれています！

昨年度スタートしたICT教育推進事業の中で、向原小学校と向原中学校をモデル校に決定しました。昨年の夏休み中に、通常の学級に電子黒板が整備され、平成28年2月末には、特別支援学級にタブレット端末が整備されました。実際にどのような機器が整備されているのかを紹介したいと思います。

学校に導入されている機器について

○通常の学級には

プロジェクター

書画カメラ

教員用PC



○特別支援学級には

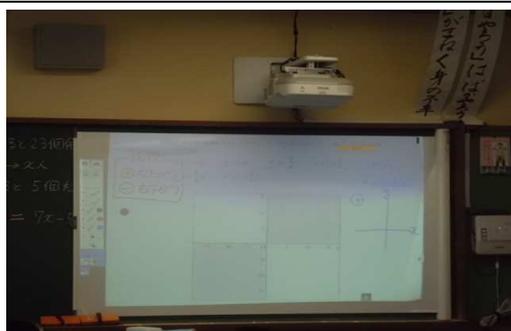
教員用ノートPC

児童生徒用タブレット端末

無線LANアクセスポイント



プロジェクター



プロジェクター型電子黒板になり、壁に設置する形で黒板に表示をします。

パソコンとつないで使用することで、動画やデジタル教材を表示できます。

教員用PC（通常の学級）



通常の学級で使用するパソコンです。デジタル教科書やインターネットを活用する時はこのパソコンを使用します。

書画カメラ



教科書などを拡大表示する時に使用します。静止ボタンを押すと、映している部分が画面として残るので、ずっと教科書等を映しておく必要がありません。

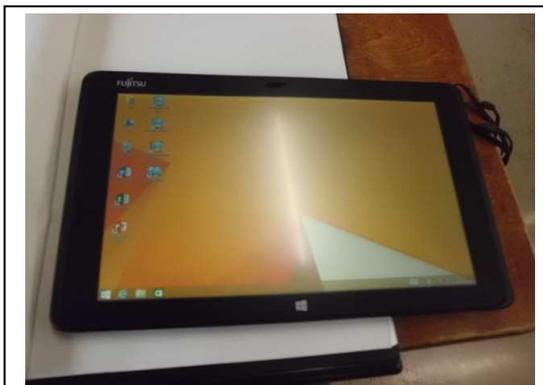
教員用PC（タブレット端末用）



児童・生徒が使用しているタブレット端末を監視、操作をすることができる親機になります。

※デジタル教科書は民間事業者から向原小・中学校に贈られた寄付物品です。

タブレット端末



Windows のタブレットです。ペンや指で操作ができ、写真や動画を撮ることができます。

無線 LAN アクセスポイント



タブレット端末と教師用 PC を無線でやり取りできるようにするアクセスポイントです。

向原小中学校の通常の学級では、昨年 9 月から電子黒板を活用した授業が始まりました。初めは、機器操作に戸惑いながらも、情報教育担当の先生方が中心になり、分からないことは教員同士で教え合いながらいろいろな活用方法を授業に取り入れていきました。

モデル校の主な活用状況

小学校では、書画カメラで教科書などを映し、電子黒板に拡大表示するという活用方法が多く見られました。これまで、大きく見せたい時には、掛図を使ったり、拡大印刷をしたりすることが主でしたが、書画カメラを使うと簡単に大きく表示できるのでとても便利です。

中学校では、先生方がパワーポイント等で作られたデジタル教材が使われた授業が多く見られました。文章や資料を表示して、説明時には電子ペンで書き込みをするような活用をしていました。動画を含め多くの資料を拡大して表示して説明ことができるので、生徒にも分かりやすいです。

教育のICT化推進事業に係る機器整備

〈平成 27 年度の導入実施〉

○モデル校 向原小学校・向原中学校

8 月 電子黒板の設置

(通常の学級各 1 台)

書画カメラ・教員用 PC 各クラス 1 台

2 月末 特別支援学級にタブレット端末 10 台

教員用 PC 3 台

無線 LAN アクセスポイント 3 台

〈平成 28 年度の導入予定〉

○導入予定校 吉田小学校 美土里小学校

電子黒板の設置 (通常の学級各 1 台)

書画カメラ・教員用 PC 各クラス 1 台

※タブレット端末は平成 31 年度に導入する計画です。

安芸高田市 I C T 支援員に関する配置要綱

(平成 28 年 2 月 1 日教育委員会告示第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、安芸高田市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）において、I C T (Information and Communication Technology) 機器及びソフトウェア（以下「I C T」という。）を活用した教育の推進及び教員の I C T 活用指導力の向上のための支援を行う安芸高田市 I C T 支援員(以下「I C T 支援員」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償等)

第 2 条 I C T 支援員の報酬、費用弁償等については、安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 40 号)による。

(設置及び勤務条件等)

第 3 条 I C T 支援員の設置、勤務条件等については、安芸高田市非常勤職員の設置等に関する規則(平成 18 年安芸高田市規則第 44 号)による。

(任用の要件)

第 4 条 I C T 支援員は、教育職員免許法（昭和 24 年法律 147 号）に基づく教諭の普通免許状を有する者とする。ただし、適性があると教育長が特に認める場合には、この限りではない。

(所属)

第 5 条 I C T 支援員は、学校教育課に所属する。

(I C T 支援員の職務)

第 6 条 I C T 支援員は、学校教育課の課長の指示を受け、次に掲げる業務を行う。

- (1) I C T の操作及び活用に関する助言
- (2) I C T の効果的な活用方法に関する研究及び啓発
- (3) その他教育長が特に必要と認める業務

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

次号は7月に発行します。次号では、ICT の具体的な活用方法を紹介したいと思います。少しでも先生方のヒントになるような情報を載せることができるように頑張ります。

